特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、生活保護システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

平成31年3月8日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	生活保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の申請があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」とする)にて登録・管理する。 ②申請世帯についてはシステムから照会文書を出力し、保険会社・金融機関・年金事務所等への照会を行う。 ③保護開始以降はシステムにて受給世帯の現状を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。 ④保護費の返還等の事由が生じた場合には、システムにてその金額を算定し、徴収事務を行う。 ⑤就労開始により保護廃止となった世帯に対しては、システムで算定した就労自立支援給付金を支給する。 ⑥医療受診・介護保険利用状況もシステムにて登録・管理を行い、調書決裁の上、必要な医療券及び介護券を当該機関へ発行する。
③システムの名称	生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル	·A
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワーク	110 120 120
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(実施する)(主) 実施しない(3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、106の項、108の項、116の項及び120の項第、87の項、87の項、90の項、94の項、106の項、108の項、116の項及び120の項第、87の項、87の項、90の項、87の項、94の項、106の項、108の項、116の項及び120の項第各法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第11条第1号、第12条第1号、第12条第1号へ、同条第2号イ、同条第3号、市、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号、第12条第1号对。同条第2号对。同条第2号对。同条第2号对。同条第2号对。同条第2号对。同条第2号对。同条第2号对。同条第2号对。同条第2号对。同条第2号对。同条第7号、同条第9号、同条第1号、第28条第1号、第33条第1号、第33条第2号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号子、同条第2号から第5号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第9号イ、同条同項第5号イ、同条同項第1号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号对、同条第3号小、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号不及び第59条の二第1号チ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、90の項及び120の項に係る主務省令は未制定[照会側]・番号法第19条第7号 別表第二の26の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号※番号法第19条第7号 別表第二の26の項・10条第2号、10条第2
5. 評価実施機関における	111 22
①部署	奈良県福祉医療部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関

奈良県中和福祉事務所 奈良県吉野福祉事務所

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

奈良県福祉医療部地域福祉課 保護係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8548 FAX:0742-22-5709

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	平成30年11月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成30年11月30日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[基礎項目評価	書及び重 ;	点項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項		
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く	。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接網	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去				∠ '22.1□ n+ \	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[]外部監	查
9. 従業者に対する教育・啓	8発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	こいる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令		
平成29年7月27日	I 基本情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第28条1号ハ	第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第26条の四第1号、第28条1号ハ	事後	根拠法令改正による修正 (法令等の改正による条項等 の形式的な変更であり重要な
	報連携 ②法令上の根拠	第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ 及び同条第4号イ	第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、 同条第4号イ及び第59条の二第1号チ		変更に当たらないため事後に 報告)
		※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、 50の項、90の項、116の項及び120の項に 係る主務省令は未制定	※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、 90の項及び120の項に係る主務省令は未制 定		
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	地域福祉課長 林 法夫	地域福祉課長 山田 享子	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告)
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	奈良県健康福祉部地域福祉課	奈良県福祉医療部地域福祉課	事後	組織改編による修正 (その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告)
平成31年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	奈良県健康福祉部地域福祉課	奈良県福祉医療部地域福祉課	事後	組織改編による修正 (その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告)
平成31年3月8日	Ⅳ リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則の一部改正に伴う変 更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	地域福祉課長 山田 享子	地域福祉課長	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則の一部改正に伴う変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月30日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	時点修正による
平成31年3月	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月8日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	時点修正による